

参 考 資 料

- ◇ 用語解説
- ◇ 食育の推進に関する主な計画
- ◇ 食育の推進に関する事業
- ◇ 川崎市食育推進会議条例
- ◇ 川崎市食育推進会議・川崎市食育推進会議部会委員名簿
- ◇ 川崎市食育推進計画策定経過
- ◇ 川崎市食育推進検討会設置要綱
- ◇ 食育基本法
- ◇ 食育推進基本計画概要

用語解説

あ 行

遺伝子組み換え食品

細菌などの遺伝子の一部を切り取って、別の生物の遺伝子に組み入れたりする技術を遺伝子組み換え技術といい、この技術で作り出した作物や、その作物を減量として使った食品を遺伝子組み換え食品といいます。厚生労働省では、平成13年4月から、安全性審査の行われていない食品の製造・輸入等を禁止することとしています。

栄養教諭

児童・生徒の栄養の指導及び管理をつかさどる教員のことで、平成16年5月に学校教育法の一部が改正され、平成17年4月新たに栄養教諭制度が開始されました。

エコ・クッキング

環境問題への気付きの場として、「食」を通して「身近な題材で、体験的に楽しく考える」というコンセプトのもと、買い物から料理、片付けに至るまでの一連の流れを通して環境に配慮した食生活のことを称しています。暮らしに欠かせない身近な「食」から地球環境問題を考え、今の暮らしのあり方を見直し、具体的には、「買い物」「料理」「片付け」の工程の中で、食べ物やエネルギーを大切にする、水を汚さない、ゴミを減らし、地球環境にやさしく、おいしい料理を作ります。家庭で簡単に地球温暖化防止に取り組めるプログラムとして、また、食育の取り組みとして注目を浴びています。

か 行

かわさき健康づくり21

国が公表した21世紀における国民健康づくり運動「健康日本21」の地方計画として、平成13年3月に策定されました。また、「かわさき健康都市宣言」の具体的な行動計画としての両側面を持つものです。平成17年度には、中間評価が行われました。

かわさき市民アンケート

市民の定住状況、生活環境の評価、市政に対する評価と要望、市民生活に関するテーマなどについて、市民の生活意識や行政に対する意識を調査し、市政運営や政策立案の参考資料とすることを目的として実施しています。年に2回、市内在住の満20歳以上の男女各3,000人に行われます。平成17年度までは、「市民意識実態調査」という名称でした。

平成18年度には、「食育について」「食事バランスガイドについて」の調査をしました。

川崎市食育推進会議条例

食育を総合的かつ計画的に推進する体制として、食育に関連する団体と連携を取りながら「川

崎市食育推進計画」を策定する「川崎市食育推進会議」の設置条例。会長は、川崎市長で、平成19年4月1日に施行されました。

川崎市新総合計画「川崎再生フロンティアプラン」

低成長経済への移行や少子高齢化の急速な進行、さらにはこれに起因する人口減少過程への転換など、わが国全体における社会経済環境が大きく変化する中、本市が進めるまちづくりの基本方針でもある総合計画として、時代状況に的確に対応するとともに、計画事業の実効性にも配慮しながら、平成17年に策定しました。

本計画は、「基本構想・実行計画」の2層構造としており、基本構想は、これから川崎市が進めるまちづくりの基本方針として、市政運営や政策の基本方向を掲げる具体性を持った10年程度の計画とし、実行計画は、基本構想に基づく施策の具体的な取組内容および目標を明示した3か年の計画としています。

かわさきそだち

「かわさきそだち」は川崎市内で生産される安心・安全・新鮮な農産物をより多くの方に知っていただくために作られた名称です。この名称は公募により決定し、シンボルマークは多摩川の青、大地の緑、朱色は生産者と市民が「かわさきそだち」を育てていくことを表しています。



かわさきそだち

かわさき「農」の新生プラン

経済活動だけを意味しがちな「農業」と区別して、人間の命の源である食の供給や地域社会活動にとって重要な役割を果たしている農家を含め、多面的な機能を発揮する農業・農地を「農」と表現し、市民生活の向上をめざすプラン。このプランに基づいて、環境保全農業や地産地消の推進などを図ります。

さ 行

授乳・離乳の支援ガイド

離乳食の開始・進行について、平成7年に出された「改定 離乳の基本」の内容を見直し、これまでの母乳育児の推進を図る観点から、授乳・離乳を通して健やかな親子関係の形成や育児支援の観点も加えたもので、保健医療従事者が、望ましい支援のあり方について基本的なことへの共有化を図り、一貫した支援がされることが求められています。

食育基本法

食育を国民運動として推進するため、食育の基本理念と方向性を明らかにし、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成17年6月に成立し、同年7月15日に施行されています。

食育月間、食育の日

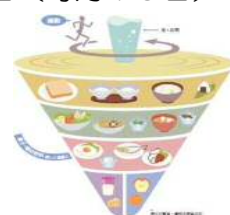
国民運動として食育を推進していくためには、国や地方公共団体はもとより多くの関係者が共通認識を持ち、一体的に国民に強く訴えかけていくことが必要で、このような観点から食育推進基本計画において、毎年6月を「食育月間」としています。さらに、食育推進運動を継続的に展開する観点から、毎月19日を「食育の日」として普及啓発を行い、少なくとも週1日は家族そろって楽しく食卓を囲むことを呼びかけています。（平成18年度「食育月間」実施要綱より）

食育推進基本計画

食育基本法に基づき、平成18年3月に策定された5年間（平成18年度から平成22年度）の計画です。食育についての施策を総合的かつ計画的に推進し、食育を国民運動として展開するための基本的な方針、具体的な目標値、食育月間（毎年6月）、食育の日（毎月19日）などが盛り込まれています。

食事バランスガイド

1日に「何を」「どれだけ」食べたらよいかが目でわかる食事の目安です。主食・副菜・主菜・牛乳・果物の5グループの料理や食品を組み合わせてとるよう、コマにたとえてそれぞれの適量をイラストで示しています。



食事バランスガイド

食生活改善推進員

「わたしたちの健康は私たちの手で」をスローガンに、地域の中で食生活改善を通して健康づくりを推進しているボランティア。各区役所保健福祉センターで養成教室を行っています。

食生活改善推進員は、全国で活躍しており全国食生活改善推進員団体連絡協議会を組織し、川崎市食生活改善推進員連絡協議会を組織しています。

食生活指針

平成12年3月に、当時の文部省、厚生省、農林水産省の3省が、国民の健康増進、生活の質の向上及び食料の安定供給の確保を図るために策定した10項目から構成される食生活に関する基本的な指針です。

食品添加物

食品の製造過程、または食品の加工や保存の目的で食品に添加したり混和して使用するものがあります。日本では、食品添加物の安全性と有効性を確認して、厚生労働大臣が指定した「指定添加物」、長年使用されてきた天然添加物として品目が決められている「既存添加物」のほかに、「天然香料」や「一般飲食添加物」に分類されています。

身土不二（しんどふじ）

もともとは仏教用語。身（今までの行為）と土（身がよりどころにしている環境）は切り離せ

ないという意味。「人と土は一体である」「人の命と健康は食べ物で支えられ、食べ物は土が育てる。ゆえに、人の命と健康は、その土と共にある。」という捉え方です。

た 行

地産地消

「地域生産地域消費」の略で、地域で生産された農産物や水産物をその地で消費することを行います。川崎市は、”かわさき「農」の新生プラン”の中で「地産地消の推進」を取り上げ、かわさきそだちのPRや農産物の直売、学校給食への提供などを進めています。

は 行

バイオマス

生物資源（bio）の量（mass）を表す概念で、「再生可能な、生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの」のことを意味します。

ら 行

リスクコミュニケーション

食の安全に関する情報を公開し、消費者、食品等事業者、学識経験者及び行政担当者が、食に関するリスクを認識、分析する過程において得られた情報及び意見を相互に交換し、双方向の対話を図ろうとするものです。

食育の推進に関する主な計画

食育の推進に関連している各局が策定しているさまざまな計画については、今後、食育を市民運動として推進していくために関係部局との連携を図りながら進めていく必要があります。

計 画 名	策定年度 (担当局)	計画の目的	食育推進計画との関連
かわさき健康づくり 21（健康増進計画）	平成13年3月 (健康福祉局)	市民の一人ひとりが生涯にわたり、主体的に健康づくりに取り組み、生活の質的豊かさを実感できる健康都市かわさきの実現をめざします。	食生活分野における目標は、朝食の欠食、適正体重等が挙げられており、食育の推進と関連する項目が多くあるので、食育推進計画との連携をはかることは目標達成のために重要です。
かわさき子ども「夢と未来」プラン (次世代育成支援対策行動計画)	平成17年3月 (健康福祉局)	「小さな命に大きな未来、育ち育てるまち、かわさき」を基本理念に据え、次世代育成は家庭が基本であるという認識のもとに、子育てを単に家庭の問題とせず、地域の誰もが子育てに関心を持ち、ふれあい、支えあうことで子どもたちが健やかに成長し、子育てに伴う喜びが実感でき、夢が持てるよう支援していく社会づくりをめざします。	「夢と未来」プランでは、総合的展開として、「親と子の心とからだの健康づくり」として食育の推進を掲げ、食育を地域全体で推進していくため、保健や教育等をはじめとする様々な分野が連携し、乳幼児期からの食に関する学習の機会や情報提供をします。
かわさき健やか親子 21	平成15年度 (健康福祉局)	近年の少子化、核家族化の進行や児童虐待の増加など、子育ての新たな課題や市民ニーズに対応し、安心して子どもを生み、育てるための家庭や地域の環境づくりや親と子が健やかに暮らせる社会の実現をめざします。	市民や関係者、関係機関・団体等が連携して母子保健施策を推進するための指針としてのこの計画には、食育推進計画に関連する事項として、妊産婦の食生活、朝食の欠食、孤食等についてがあります。

計 画 名	策定年度 (担当局)	計画の目的	食育推進計画との関連
食育ガイドライン	平成 20 年 3 月 (健康福祉局)	ライフステージを見据えた上での就学前までの「めざす子ども像」を設定した、発達区分別の食育推進のためのガイドライン。保育園においては、このガイドラインを基に、独自の食育計画を作成していきます。	ガイドラインを作成した「川崎市保育園食育推進委員会」は、公立、私立保育園の全職種が関わり、家庭や地域と連携し、現代社会特有の食環境の変化に適応した食育を推進します。
地域福祉計画	平成 16 年 7 月 (健康福祉局)	誰もが安心して充実した生活を送るための方法を地域住民・行政・保健福祉団体等が協力・連携して推進します。	「活力とうるおいのある地域づくり」をめざし、関係団体等との協力体制のもと、自立した日常生活を食生活面から支援します。
川崎市地域保健医療計画 (神奈川県川崎地区地域保健医療計画)	平成 14 年 3 月 (健康福祉局)	市民のすこやかで自立した生活を支えるために、地域での確かな医療を供給する体制の整備をはじめとした地域保健医療の充実を図るため策定されたものです。	地域保健医療計画で食育は、健康都市に向けた健康づくりの推進「健康づくり対策の推進」にあり、すべての年代において、健全な食生活の実現に向けた食育の推進が重要としています。
介護保険事業計画・ 高齢者保健福祉計画	平成 18 年度 (第 3 期) (健康福祉局)	介護保険事業計画と高齢者保健福祉計画を一体的に策定するものです。 介護保険事業計画では、介護保険給付サービスの見込みとその確保、制度の円滑な実施に向けた取り組み内容を定め、高齢者保健福祉計画では、介護保険制度とそれ以外のサービスを組み合わせ、健康づくり・いきがいづくりなど、高齢者総体の地域における福祉水準の向上をめざす計画です。	高齢者が、要介護状態に陥ることなく、健康でいきいきとした生活が送れるように、保健・福祉の連携による介護予防栄養改善事業において、高齢者の食育を推進します。

計 画 名	策定年度 (担当局)	計画の目的	食育推進計画との関連
食品衛生監視指導計画	平成 16 年度 年度毎に策定 (健康福祉局)	市民の安全で安心できる食生活の実現と健康の保護を目的としています。	消費者団体との会議やホームページ、保健所窓口において、計画案及び結果を公表し、リスクコミュニケーションを実施しているが、今後は、食育に係る分野とも積極的にリスクコミュニケーションを行い、計画に反映させていきます。
川崎市青少年プラン	平成 1 1 年度 (市民局)	次代を担う青少年が、未来に希望を持ち、自由な精神や豊かな創造力を自ら養い、社会的に自立した人間として健やかに成長するための共生・共育の社会づくりをめざします。	食を通じた子どもの健全育成の視点から、子どもたちの健全な食生活を推進します。
川崎市男女平等推進行動計画	平成 1 6 年度 (市民局)	「男女平等かわさき条例」(平成 13 年条例第 14 号)に基づき、男女共同参画社会の実現の推進をめざします。	男女共同参画社会の実現に向けた施策に基づいて、子育て支援の充実の視点から食育の推進をテーマとした事業展開を進めます。
消費者行政推進計画	昭和 5 0 年度 (市民局)	「川崎市消費者の利益の擁護及び増進に関する条例」第 6 条に基づき、市全体で中期的に取り組むべき課題ならびに基本方針及び方向性について明確にするために策定します。 (策定当初は単年度計画だったものを変更。平成 20 年度から 3 年計画。)	計画項目の中の、「消費者啓発及び組織化の推進に関する事項に食育の推進を位置づけ、全ての世代への情報提供、地産地消等の推進による消費者と生産者の連携、食育リーダーの養成、継続的な食育推進運動の展開について掲げています。
かわさき「農」の新生プラン	平成 1 7 年度 (経済局)	これまでの経済的機能だけを意味しがちな「農業」施策から、多面的な役割を果たす農業、農地を「農」ととらえた「農」の施策への発展を図り、市民が「農」のあるライフスタイルをめざします。	主要基本施策に、「市民とつくるかわさき農業の振興」として、地産地消の推進を取り上げています。

計 画 名	策定年度 (担当局)	計画の目的	食育推進計画との関連
川崎市環境教育・学習 基本方針	平成 7 年 11 月 (環境局)	市民が人間と環境のかかわりについて理解と認識を深め、責任がとれるよう、系統的な環境教育の推進に努め、環境に配慮した行動をとれる人間の育成を図り、「人と環境が共生する都市・かわさき」の実現をめざします。	地球温暖化、水、大気汚染など、地球規模の環境問題の解決のための個人レベルでの取り組みで、食育基本法第 6 条にあります、食に関する体験活動の場としてエコ・クッキングの拡充を図ります。
かわさきチャレンジ 3 R (一般廃棄物処理基本 計画)	平成 1 7 年 4 月 (環境局)	廃棄物の発生が抑制され、リサイクルが促進され、適正処理が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り低減します。「環境型社会」の構築に向け、市民・事業者・行政の協働のもと 3 R (リデュース、リユース、リサイクル) を基本として、ごみの減量・リサイクルを促進し、地球環境にやさしい持続可能な循環型のまちをめざします。 (計画期間は、平成 17 年度～平成 27 年度)	3 R の「ごみの減量」の視点から、食べ残しをせず、バランスのよい食生活を心がけることで、ごみの発生・排出抑制につながるとともに、健康づくりにもつながることになりますが、その協調した施策展開が必要です。
川崎市地球温暖化対策 地域推進計画	平成 1 0 年度 (環境局)	川崎市の地球温暖化防止対策の推進計画を定めています。	グリーンコンシューマーの視点で、エコショッピング、エコ・クッキングに取り組んでいます。エコショッピングでは、地産地消の視点があります。
かわさき教育プラン	平成 17 年度 (教育委員会)	本市で初の教育基本計画で、子どもから高齢者まで、全ての市民が教育・学習・文化・スポーツなどの各分野にわたって、いきいきと学びあうことのできる学習社会の実現をめざします。	自らの健康に関心を持ち、生涯にわたって健やかに生き抜く力を育むため、「食に関する指導」の充実として、バランスのよい食事やマナー、食物の大切さなどを理解し、将来にわたって健康に過ごすための自己管理能力や望ましい食習慣を身につけられるよう推進します。

食育の推進に関する事業

No. 1

局	課	関連事業	主な対象	事業概要	備 考
総務局	交流推進課	インターナショナル・フェスティバル in カワサキ (財) 川崎市国際交流協会	市 民	民間交流団体、学校、商店街、町内会等が各種イベント等を通して交流を図る。	
		世界の料理を作って話そう ～〇〇〇料理編 (財) 川崎市国際交流協会	市 民	テーマの国の外国人を講師に、伝統料理や家庭料理を学び、併せて文化等についても講演等を通じて理解する。	
市民局	青少年育成課 (※ 1)	成人の日を祝うつどい	新成人	成人の日のイベント 新成人への食育の普及啓発。	平成20年より パンフレットに「食 事バ ラ ン ス カ イ ド」を掲載。
		青少年フェスティバル	青少年	青少年フェスティバル実行委員会が企画・運営。イベントの中で、青少年と保護者に対して、食育推進の普及啓発が可能。	
		こども文化センター事業	0～18歳未 満の児童、 地域住民等	こども文化センターを利用する人へ、食育推進の普及啓発をする。	こども文化セ ンターは、市 内に58か所
		わくわくプラザ事業	小学生	学校施設の有効活用。児童交流、仲間づくりを支援する。小学生と保護者への食育推進に関する普及啓発をする。	わくわくプラ ザは、各小学 校に設置。
		青少年指導員事業	市 民	青少年の健全育成を図るため、青少年指導員の食育推進に関する知識等の習得。	
	勤労市民室 (※ 2)	川崎市労働情報の発行事業	市内事業 所、労働組 合及び関係 機関	勤労者に係る様々な情報提供、健全な労働環境のための月刊誌。食育関連記事の掲載可能。	
	人権・男女共同参画室 (※ 1)	男の料理教室	男 性	男女共同参画の観点からも、男女が平等の立場で家事をすることや、高齢化が進む中で食事づくりに興味を持ち、実践することは、食育推進の上で有効。	
	消費者行政センター (※ 2)	食品安全啓発事業	市 民	食の安全に関する知識の普及及び情報提供等の施策の推進。 「川崎市食の安全確保対策協議会」の開催。情報誌「食生活と安全」の発行。「食生活と安全」には、食育についてを掲載し、情報提供をしている。	
		くらしのセミナー（出前講座）	市内在住、 在勤、在学 の15人以上 のグループ	消費生活に関する知識を普及させるため、学習会及び研修会に講師を派遣する。食の安全等、食育に関する講座も設定している。	
経済局	企画課 (※ 2)	Buyかわさきキャンペーン推進事業（Buyかわさきフェスティバルの開催）	市民ほか	市内の優れた名品を掘り起こし、市内外に広くPRするとともに、川崎市のイメージアップを図る。	
	北部市場業務課 (※ 2)	夏休み親子食育講座（市民自主企画事業）	小学生と保護者	食材に触れることで、子どもたちに食の重要性について学んでもらう。市場内見学と市場の食材を使っの料理講座。	この事業は、 教育委員会の 企画事業。

局	課	関連事業	主な対象	課 題	備 考
経済局	農業振興課 (※2)	ファーマーズクラブ 農業体験事業	家 族	農業青年所有の農地等で市民が農作業体験を通して都市農業に関する理解を深めてもらう。	
環境局	環境調整課	地球においしい「エコ・クッキング」事業	市 民	企業、ボランティア、行政の協働による「食」を通じた環境に配慮した食生活の大切さを学ぶ事業。	
	廃棄物政策担当	生ごみ等リサイクル推進事業	小学生・集合住宅等	小学校、集合住宅を対象にした生ごみのリサイクル事業。生ごみを資源として捉え環境教育や食べ残しをなくすなど食育との連携も重要。	
健康福祉局	こども家庭課 (※1)	両親学級	初妊婦及び夫	妊娠中からの健康的な日常生活、出産、育児に関する各種の健康教育を行う。	各区役所保健福祉センターで実施。
		乳幼児健康診査 各種相談事業（育児相談等）	市内在住の乳幼児と保護者	乳幼児期からの健康づくりのため、生活リズムの確立や、望ましい食習慣の普及啓発を行う。	各区役所保健福祉センターで実施。
	保育運営課 (※1)	園庭開放、子育て支援センター	地域の親子	保育園の園庭を開放し、利用する親の子育てに関する質疑応答を行う。ミニ講座による子育て支援。	
		保育園食育推進委員会 （食育プロジェクト会議）		保育園の全職種共通の見解による、それぞれの専門性を活かした効果的な食育プログラムの検討と実施する。	
	健康増進課	かわさき健康ニューファミリー育成事業 （第2次計画）	ニューファミリー （妊娠中及び乳幼児を持つ家族）	平成19年度より、「早寝、早起き、朝ごはん」をテーマとして、生活習慣（生活リズム）の見直しを課題をして取り組む。	
		歯科保健事業 マザーズ・ブラッシング 歯の健康教室、薬物塗布 歯の定期健診 親と子の歯科教室	妊産婦及び乳幼児とその保護者	う蝕やその他の口腔疾患予防のため、正しい知識の普及啓発を図る。また、疾病の早期発見と予防処置、生活習慣の見直しから歯科保健指導を実施する。	各区役所保健福祉センターで実施。
		食と健康教室 （離乳食教室・幼児食教室）	乳幼児とその保護者	乳幼児の食生活を中心に、家族の健康と食生活について系統的に学習し、家族の食卓を考えていく教室。	各区役所保健福祉センターで実施。
		市民健康デー	市内在住、在勤、在学の人	市民健康デー（毎月第4土曜日）を、健康について学び、考え、実行する日として、市民に健康づくりについての普及啓発を行う。	
		食生活改善推進員養成教室	市 民	食生活改善を中心とした健康づくりのボランティアを養成する。養成教室修了後は、食育リーダーとしても各地区を中心として活動。	各区役所保健福祉センターで実施。
		給食施設指導事業 給食施設指導 給食施設設置者及び栄養士講習会	給食施設設置者、栄養士、利用者	健康増進法、川崎市健康増進法施行細則に基づき、給食を通じて利用者の健康増進を目的とするもの。 給食施設への巡回や栄養管理報告書の提出による指導。 施設設置者及び栄養士への給食管理や健康管理のための講習会の実施。 健康づくり施策等の情報提供。	健康増進課、各区役所保健福祉センターの管理栄養士（栄養指導員）が実施。

局	課	関連事業	主な対象	事業概要	備 考
健康福祉局	生活衛生課	自主管理体制の確立支援事業	市内の製造業、給食施設、飲食店等食品取扱施設	食品の取扱い不備による食中毒や異物混入を未然に防止するため、自主管理体制の確立に向け、助言・指導を行う。	
教育委員会	企画課	夏休み親子食育講座（市民自主企画事業）	小学生と保護者	食材に触れることで、子どもたちに食の重要性について学んでもらう。市場内見学と市場の食材を使つての料理講座。	この事業は、北部市場との協働事業。
	健康教育課	学校における食に関する指導の推進	小学生、中学生、家庭、地域	学校給食を始め、教育活動全体をとおして、食のあり方や望ましい食習慣を身につけ、食を通じて自らの健康管理ができるようにする。	

●平成20年4月より、市役所組織改編により、※1は市民・こども局に、※2は経済労働局に移ります。

川崎市食育推進会議条例

(設置)

第1条 食育基本法（平成17年法律第63号。以下「法」という。）第33条第1項の規定に基づき、川崎市食育推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 川崎市食育推進計画（法第18条第1項に規定する市町村食育推進計画をいう。）を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、本市の区域における食育の推進に関して重要事項を審議し、及び施策の実施を推進すること。

(組織)

第3条 推進会議は、会長及び委員19人以内をもって組織する。

(会長)

第4条 会長は、市長をもって充てる。

2 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(委員)

第5条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 食育の推進に係る団体の役員又は職員
- (3) 推進会議の委員に応募したもの

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は再任されることができる。

(会議)

第6条 推進会議は、会長が召集し、会長はその会議の議長となる。

2 推進会議は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 推進会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第7条 推進会議は、必要に応じ部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が推進会議に諮って指名する。

3 部会には、部会長を置き、部会に属する委員の互選により定める。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

6 部会の会議については、前条の規定を準用する。

(庶務)

第8条 推進会議の庶務は、健康福祉局において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は会長が推進会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

川崎市食育推進会議委員名簿

任期 平成19年7月1日～平成21年6月30日

平成20年3月現在

区 分	所属団体名等	役 職 等	氏 名
会 長	川崎市	市長	阿部 孝夫
学識 経験者	東京家政学院大学	准教授	酒井 治子
	(有) ライフサポートみつま	代表取締役	三津間 通
関 係 団 体	(社) 川崎市医師会	会長	宮川 政久
	(社) 川崎市歯科医師会	会長	久保木 弘
	(社) 川崎市看護協会	会長	手島 好子
	(社) 神奈川県栄養士会川崎支部	支部長	濱谷 由美子
	(社) 川崎市幼稚園協会	広報部長	野口 友子
	(社) 川崎市食品衛生協会	会長	須山 禎治
	J A セレサ川崎農業協同組合	代表理事組合長	高桑 光雄
	東京ガス株式会社川崎支店	支店長	小林 洋武
	川崎市食生活改善推進員連絡協議会	会長	大沼 美保子
	川崎市 P T A 連絡協議会	副会長	中山 直子
	川崎市消費者の会	運営委員	遠藤 節子
	日本チェーンストア協会関東支部	事務局	田中 勝
	(社) 日本フードサービス協会	理事・事務局長	中井 尚
	味の素株式会社	総務・エリアグループ課長	杉本 佳史
市民 代表	市民公募		木島 康
	市民公募		橋本 元子
事 務 局	川崎市	市民局長	小宮山 健治
	川崎市	経済局長	大谷 悦夫
	川崎市	環境局長	丸山 學
	川崎市	教育長	木場田 文夫
	川崎市	健康福祉局長	長谷川 忠司
	川崎市	健康福祉局医務監	坂元 昇
	川崎市	健康福祉局保健医療部長	大塚 吾郎
	川崎市	健康福祉局健康増進課長	三橋 君枝
	川崎市	健康福祉局健康増進課主幹	福土 律子
	川崎市	健康福祉局健康増進課主査	豊田 美由紀
	川崎市	健康福祉局健康増進課	坂口 真弓

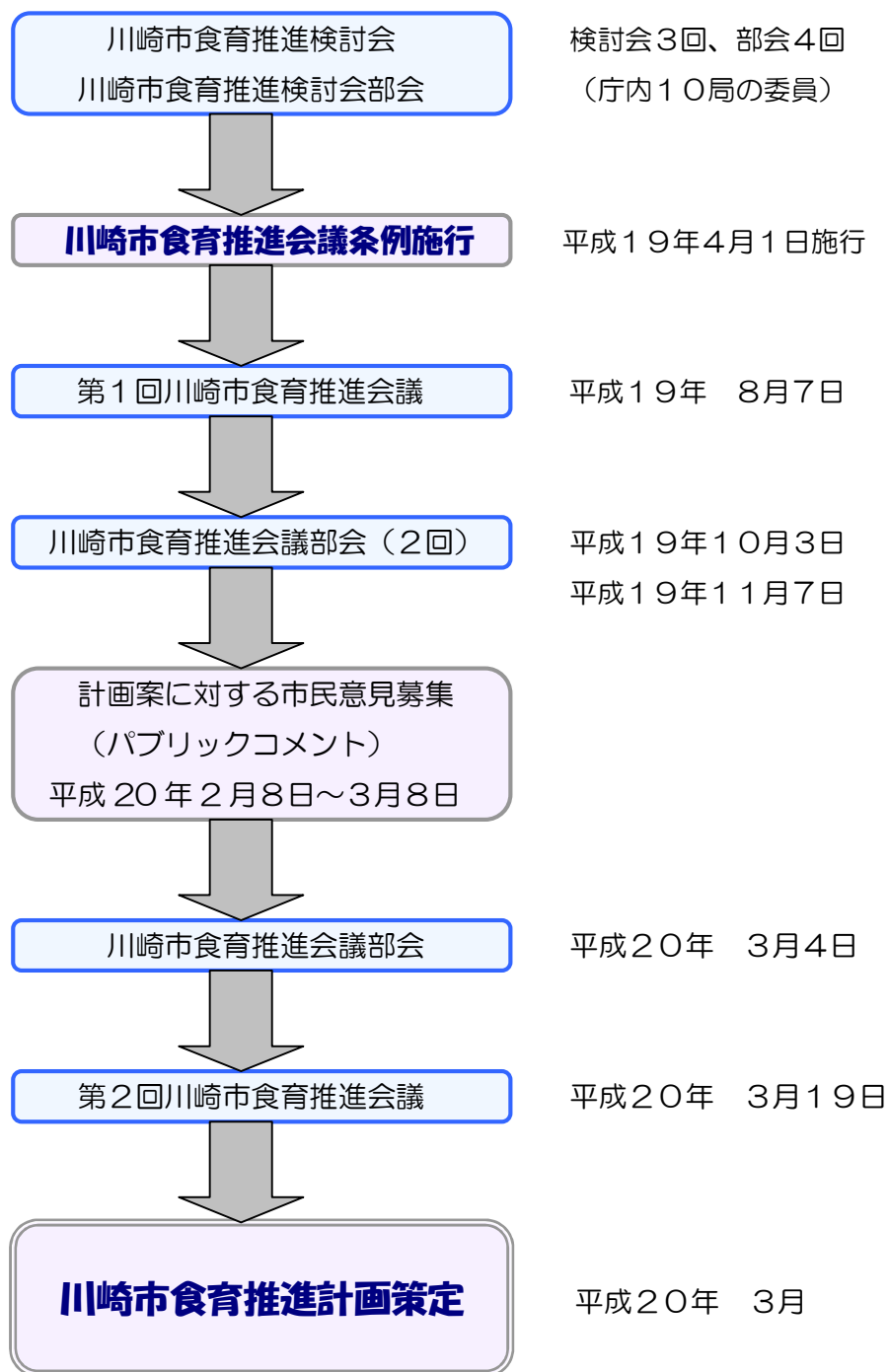
川崎市食育推進会議部会委員名簿

任期 平成19年7月1日～平成21年6月30日

平成20年3月現在

区 分	所属団体名等	役 職 等	氏 名
学識 経験者	東京家政学院大学	准教授	酒井 治子
	(有) ライフサポートみつま	代表取締役	三津間 通
関 係 団 体	(社) 神奈川県栄養士会川崎支部	支部長	濱谷 由美子
	(社) 川崎市幼稚園協会	広報部長	野口 友子
	(社) 川崎市食品衛生協会	会長	須山 禎治
	J A セレサ川崎農業協同組合	代表理事組合長	高桑 光雄
	東京ガス株式会社川崎支店	支店長	小林 洋武
	川崎市食生活改善推進員連絡協議会	会長	大沼 美保子
	川崎市P T A 連絡協議会	副会長	中山 直子
	川崎市消費者の会	運営委員	遠藤 節子
	日本チェーンストア協会関東支部	事務局	田中 勝
	(社) 日本フードサービス協会	理事・事務局長	中井 尚
	味の素株式会社	総務・エリアグループ課長	杉本 佳史
市民 代表	市民公募		木島 康
	市民公募		橋本 元子
事 務 局	川崎市	健康福祉局保健医療部長	大塚 吾郎
	川崎市	健康福祉局健康増進課長	三橋 君枝
	川崎市	健康福祉局健康増進課主幹	福土 律子
	川崎市	健康福祉局健康増進課主査	豊田 美由紀
	川崎市	健康福祉局健康増進課	坂口 真弓

川崎市食育推進計画策定経過



川崎市食育推進検討会設置要綱

〔 18 川健健第 828 号
平成 18 年 7 月 10 日 〕

（目的及び設置）

第 1 条 川崎市における食育の推進への対応を図るため、川崎市食育推進検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第 2 条 検討会の所掌事項は、次の各号に掲げるものとする。

- （１）食育に関わる情報の共有に関すること。
- （２）食育に関わる本市の具体的対応に関すること。
- （３）食育の推進計画に関すること。
- （４）その他食育の推進に関すること。

（組織）

第 3 条 検討会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、健康福祉局医務監をもって充てる。
- 3 副委員長は、健康福祉局保健医療部健康増進課長をもって充てる。
- 4 委員は、別表第 1 に掲げる職にある者をもって充てる。
- 5 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。
- 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があったとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第 4 条 検討会は、委員長が必要に応じて召集する。

- 2 委員は、会議に出席できないときは、その指名する者を代理で会議に出席させることができる。

（部会）

第 5 条 検討会に、具体的事項を調査検討及び協議するため部会を置くことができる。

- 2 部会の構成員は、委員長が別途定める。
- 3 部会については、前条の規定を準用する。

（関係者の出席等）

第 6 条 検討会及び部会は、委員長が必要と認めたときは、関係者の出席を求め、その説明又は、意見を聴くことができる。

（事務局）

第 7 条 検討会及び部会の事務局は、健康福祉局保健医療部健康増進課に置く。

（委任）

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、検討会、部会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要領は、平成 18 年 7 月 10 日から施行する。

食育基本法

(平成17年6月10日成立 法律第63号)

目 次

前文

第一章 総則（第一条—第十五条）

第二章 食育推進基本計画等（第十六条—第十八条）

第三章 基本的施策（第十九条—第二十五条）

第四章 食育推進会議等（第二十六条—第三十三条）

附則

二十一世紀におけるわが国の発展のためには、子どもたちが健全な心と身体を培い、未来や国際社会に向かって羽ばたくことができるようにするとともに、すべての国民が心身の健康を確保し、生涯にわたって生き生きと暮らすことができるようにすることが大切である。

子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けていくためには、何よりも「食」が重要である。今、改めて、食育を、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することが求められている。もとより、食育はあらゆる世代の国民に必要なものであるが、子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となるものである。

一方、社会経済情勢がめまぐるしく変化し、日々忙しい生活を送る中で、人々は、毎日の「食」の大切さを忘れがちである。国民の食生活においては、栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加、過度の痩身志向などの問題に加え、新たな「食」の安全上の問題や、「食」の海外への依存の問題が生じており、「食」に関する情報が社会に氾濫する中で、人々は、食生活の改善の面からも、「食」の安全の確保の面からも、自ら「食」のあり方を学ぶことが求められている。また、豊かな緑と水に恵まれた自然の下で先人からはぐくまれてきた、地域の多様性と豊かな味覚や文化の香りあふれる日本の「食」が失われる危機にある。

こうした「食」をめぐる環境の変化の中で、国民の「食」に関する考え方を育て、健全な食生活を実現することが求められるとともに、都市と農山漁村の共生・対流を進め、「食」に関する消費者と生産者との信頼関係を構築して、地域社会の活性化、豊かな食文化の継承及び発展、環境と調和のとれた食料の生産及び消費の推進並びに食料自給率の向上に寄与することが期待されている。

国民一人一人が「食」について改めて意識を高め、自然の恩恵や「食」に関わる人々の様々な活動への感謝の念や理解を深めつつ、「食」に関して信頼できる情報に基づく適切な判断を行う能力を身に付けることによって、心身の健康を増進する健全な食生活を実践するために、今こそ、家庭、学校、保育所、地域等を中心に国民運動として、食育の推進に取り組んでいくことが、我々に課せ

られている課題である。さらに、食育の推進に関する我が国の取組が、海外との交流等を通じて食育に関して国際的に貢献することにつながることも期待される。

ここに、食育について、基本理念を明らかにしてその方向性を示し、国、地方公共団体及び国民の食育の推進に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総 則

(目的)

第一条 この法律は、近年における国民の食生活をめぐる環境の変化に伴い、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむための食育を推進することが緊要な課題となっていることにかんがみ、食育に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等に責務を明らかにするとともに、食育に関する施策の基本となる事項を定めることにより、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたる健康で文化的な国民の生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成)

第二条 食育は、食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現することにより、国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成を資することを旨として、行われなければならない。

(食に関する感謝の念と理解)

第三条 食育の推進に当たっては、国民の食生活が、自然の恩恵の上に成り立っており、また、食に関わる人々の様々な活動に支えられていることについて、感謝の念や理解が深まるよう配慮されなければならない。

(食育推進運動の展開)

第四条 食育を推進するための活動は、国民、民間団体等の自発的意思を尊重し、地域の特性に配慮し、地域住民その他の社会を構成する多様な主体の参加と協力を得るものとするとともに、その連携を図りつつ、あまねく全国において展開されなければならない。

(子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割)

第五条 食育は、父母その他の保護者にあつては、家庭が食育において重要な役割を有していることを認識するとともに、子どもの教育、保育等を行う者にあつては、教育、保育等における食育の重要性を十分自覚し、積極的に子どもの食育の推進に関する活動に取り組むこととなるよう、行われなければならない。

(食に関する体験活動と食育推進活動の実践)

第六条 食育は、広く国民が家庭、学校、保育所、地域その他のあらゆる機会とあらゆる場所を利

用して、食料の生産から消費等に至るまでの食に関する様々な体験活動を行うとともに、自ら食育の推進のための活動を実践することにより、食に関する理解を深めることを旨として、行われなければならない。

(伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献)

第七条 食育は我が国の伝統ある優れた食文化、地域の特性を生かした食生活、環境と調和のとれた食料の生産とその消費等に配慮し、我が国の食料の需要及び供給の状況についての国民の理解を深めるとともに、食料の生産者と消費者との交流等を図ることにより、農山漁村の活性化と我が国の食料自給率の向上に資するよう、推進されなければならない。

(食品の安全性の確保等における食育の役割)

第八条 食育は、食品の安全性が確保され安心して消費できることが健全な食生活の基礎であることにかんがみ、食品の安全性をはじめとする食に関する幅広い情報の提供及びこれについての意見交換が、食に関する知識と理解を深め、国民の適切な食生活の実践に資することを旨として、国際的な連携を図りつつ積極的に行われなければならない。

(国の責務)

第九条 国は、第二条から前条までに定める食育に関する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第十条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、食育の推進に関し、国との連携を図りつつ、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(教育関係者等及び農林漁業者等の責務)

第十一条 教育並びに保育、介護その他の社会福祉、医療及び保健（以下「教育等」という。）に関する職務に従事する者及び教育等に関する関係機関及び関係団体（以下「教育関係者等」という。）は、食に関する関心及び理解の増進に果たすべき重要な役割にかんがみ、基本理念にのっとり、あらゆる機会とあらゆる場所を利用して、積極的に食育を推進するよう努めるとともに、他の者の行う食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

2 農林漁業者及び農林漁業に関する団体（以下「農林漁業者等」という。）は、農林漁業に関する体験活動等が食に関する国民の関心及び理解を増進する上で重要な意義を有することにかんがみ、基本理念にのっとり、農林漁業者に関する多様な体験の機会を積極的に提供し、自然の恩恵と食に関わる人々の活動の重要性について、国民の理解が深まるよう努めるとともに、教育関係者等と相互に連携して食育の推進に関する活動を行うよう努めるものとする。

（食品関連事業者等の責務）

第十二条 食品の製造、加工、流通、販売又は食事の提供を行う事業者及びその組織する団体（以下「食品関連事業者等」という。）は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、自主的かつ積極的に食育の推進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する食育の推進に関する施策その他の食育に関する活動に協力するよう努めるものとする。

（国民の責務）

第十三条 国民は、家庭、学校、保育所、地域その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、生涯にわたり健全な食生活の実現に自ら努めるとともに、食育の推進に寄与するよう努めるものとする。

（法制上の措置等）

第十四条 政府は、食育の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告）

第十五条 政府は、毎年、国会に、政府が食育の推進に関して講じた施策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 食育推進基本計画等

（食育推進基本計画）

第十六条 食育推進会議は、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食育推進基本計画を作成するものとする。

2 食育推進基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 食育の推進に関する施策についての基本的な方針

二 食育の推進の目標に関する事項

三 国民等の行う自発的な食育推進活動等の総合的な促進に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 食育推進会議は、第一項の規定により食育推進基本計画を作成したときは、速やかにこれを内閣総理大臣に報告し、及び関係行政機関の長に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。

4 前項の規定は、食育推進基本計画の変更について準用する。

（都道府県食育推進計画）

第十七条 都道府県は、食育推進基本計画を基本として、当該都道府県の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県食育推進計画」という。）を作成するよう努

めなければならない。

- 2 都道府県（都道府県食育推進会議が置かれている都道府県にあっては都道府県食育推進会議）は、都道府県食育推進計画を作成し、又は変更したいときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

（市町村食育推進計画）

第十八条 市町村は、食育推進基本計画（都道府県食育推進計画が作成されているときには、食育推進基本計画及び都道府県食育推進計画）を基本として、当該市町村の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「市町村食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

- 2 市町村（市町村食育推進会議が置かれている市町村にあっては市町村食育推進会議）は、市町村食育推進計画を作成し、又は変更したいときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

第三章 基本的施策

（家庭における食育の推進）

第十九条 国及び地方公共団体は、父母その他の保護者及び子どもの食に対する関心及び理解を深め、健全な食習慣の確立に資するよう、親子で参加する料理教室その他の食事についての望ましい習慣を学びながら食を楽しむ機会の提供、健康美に関する知識の啓発その他の適切な栄養管理に関する知識の普及及び情報の提供、妊産婦に対する栄養指導又は乳幼児をはじめとする子どもを対象とする発達段階に応じた栄養指導その他の家庭における食育の推進を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

（学校、保育所等における食育の推進）

第二十条 国及び地方公共団体は、学校、保育所等において魅力ある食育の推進に関する活動を効果的に促進することにより子どもの健全な食生活の実現及び健全な心身の成長が図られるよう、学校、保育所等における食育の推進のための指針の作成に関する支援、食育の指導にふさわしい教職員の設置及び指導的立場にある指導体制の整備、学校、保育所等又は地域の特色を生かした学校給食等の実施、教育の一環として行われる農場等における実習、食品の調理、食品廃棄物の再生利用等様々な体験活動を通じた子どもの食に関する理解の促進、過度の痩身又は肥満の心身の健康に及ぼす影響等についての知識の啓発その他必要な施策を講ずるものとする。

（地域における食生活の改善のための取組の推進）

第二十一条 国及び地方公共団体は、地域において、栄養、食習慣、食料の消費等に関する食生活の改善を推進し、生活習慣病を予防して健康を増進するため、健全な食生活に関する指針の策定及び普及啓発、地域における食育の推進に関する専門的知識を有する者の養成及び資質の向上並びにその活用、保健所、市町村保健センター、医療機関等における食育に関する普及及び

啓発活動の推進、医学教育等における食育に関する指導の充実、食品関連事業者等が行う食育の推進のための活動への支援等必要な施策を講ずるものとする。

(食育推進運動の展開)

第二十二條 国及び地方公共団体は、国民、教育関係者等、農林漁業者等、食品関連事業者等その他の事業者若しくはその組織する団体又は消費生活の安定及び向上等のための活動を行う民間の団体が自発的に行う食育の推進に関する活動が、地域の特性を生かしつつ、相互に緊密な連携協力を図りながらあまねく全国において展開されるようにするとともに、関係者相互間の情報及び意見の交換が促進されるよう、食育の推進に関する普及啓発を図るための行事の実施、重点的かつ効果的に食育の推進に関する活動を推進するための期間の指定その他必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、食育の推進に当たっては、食生活の改善のための活動その他の食育の推進に関する活動に携わるボランティアが果たしている役割の重要性にかんがみ、これらのボランティアとの連携協力を図りながら、その活動の充実が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。

(生産者と消費者との交流の推進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等)

第二十三條 国及び地方公共団体は、生産者と消費者との間の交流の促進等により、生産者と消費者との信頼関係を構築し、食品の安全性の確保、食料資源の有効な利用の促進及び国民の食に対する理解と関心の増進を図るとともに、環境と調和のとれた農林漁業の活性化に資するため、農林水産物の生産、食品の製造、流通等における体験活動の促進、農林水産物の生産された地域内の学校給食等における利用その他のその地域内における消費の促進、創意工夫を生かした食品廃棄物の発生の抑制及び再生利用等必要な施策を講ずるものとする。

(食文化の継承のための活動への支援等)

第二十四條 国及び地方公共団体は、伝統的な行事や作法と結びついた食文化、地域の特色のある食文化等我が国の伝統のある優れた食文化の継承を推進するため、これらに関する啓発及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

(食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進)

第二十五條 国及び地方公共団体は、すべての世代の国民の適切な食生活の選択に資するよう、国民の食生活に関し、食品の安全性、栄養、食習慣、食料の生産、流通及び消費並びに食品廃棄物の発生及びその再生利用の状況等について調査及び研究を行うとともに、必要な各種の情報の収集、整理及び提供、データベースの整備その他食に関する正確な情報を迅速に提供するために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、食育の推進に資するため、海外における食品の安全性、栄養、食習慣等の食生活に関する情報の収集、食育に関する研究者等の国際交流、食育の推進に関する活動についての情報交換その他国際交流の推進のための必要な施策を講ずるものとする。

第四章 食育推進会議等

(食育推進会議の設置及び所掌事務)

第二十六条 内閣府に、食育推進会議を置く。

- 2 食育推進会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
 - 一 食育推進基本計画を作成し、及びその実施を推進すること。
 - 二 前号に掲げるもののほか、食育の推進に関する事項について審議し、及び食育の推進に関する施策の実施を推進すること。

(組織)

第二十七条 食育推進会議は、会長及び委員二十五人以内をもって組織する。

(会長)

第二十八条 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(委員)

第二十九条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第九条第一項に規定する特命担当大臣であつて、同項の規定により命を受けて同法第四条第一項第十七号に掲げる事項に関する事務及び同条第三項第二十七号の三に掲げる事務を掌理するもの（次号において「食育担当大臣」という。）
 - 二 食育担当大臣以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 三 食育に関して十分な知識と経験を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第三号の委員は、非常勤とする。

(委員の任期)

第三十条 前条第一項第三号の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条第一項第三号の委員は、再任されることができる。

(政令への委任)

第三十一条 この章に定めるもののほか、食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(都道府県食育推進会議)

第三十二条 都道府県は、その都道府県の区域における食育の推進に関して、都道府県食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、都道府県食育推進会議を置くことができる。

2 都道府県食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

（市町村食育推進会議）

第三十三条 市町村は、その市町村の区域における食育の推進に関して、市町村食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、市町村食育推進会議を置くことができる。

2 市町村食育推進会議の組織及び運営に関して必要な事項は、市町村の条例で定める。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（内閣府設置法の一部改正）

第二条 内閣府設置法の一部を次のように改正する。

第四条第一項に次の一号を加える。

十七 食育の推進を図るための基本的な政策に関する事項

第四条第三項第二十七号の二の次に次の一号を加える。

二十七の三 食育推進基本計画（食育基本法（平成十七年法律第六十三号）第十六条第一項に規定するものをいう。）の作成及び推進に関すること。

第四十条第三項の表中

「

少子化社会対策会議	少子化社会対策基本法
-----------	------------

」

を「

食育推進会議	食育基本法
少子化社会対策会議	少子化社会対策基本法

」

に改める。

食育推進基本計画の概要

はじめに

1. 食をめぐる現状

近年、健全な食生活が失われつつあり、我が国の食をめぐる現状は危機的な状況にある。このため、地域や社会を挙げた子どもの食育をはじめ、生活習慣病等の予防、高齢者の健全な食生活や楽しく食卓を囲む機会の確保、食品の安全性の確保と国民の理解の増進、食料自給率の向上、伝統ある食文化の継承等が必要である。

2. これまでの取組みと今後の展開

これまでも食育への取組みがなされてきており、一定の成果を挙げつつあるが、危機的な状況の解決につながる道筋は見えていない。このため、平成18年度から22年度までの5年間を対象とする基本計画に基づき、国民運動として食育に取り組み、国民が生涯にわたり健全な心身を培い、豊かな人間性を育むことができる社会の実現を目指す。

第1 食育の推進に関する施策についての基本的な方針

1. 国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成

健全な食生活に必要な知識等が年齢、健康状態等により異なることに配慮しつつ、心身の健康の増進と豊かな人間形成を目指した施策を講じる。

2. 食に関する感謝の念と理解

様々な体験活動を通じ、自然に国民の食に対する感謝の念や理解が深まっていくよう配慮した施策を講じる。

3. 食育推進運動の展開

国民一人一人の理解を得るとともに、社会の様々な分野において男女共同参画の視点も踏まえ食育を推進する観点から、国民や民間団体等の自発的意思を尊重し、多様な主体の参加と連携に立脚した国民運動となるよう施策を講じる。

4. 子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割

子どもの父母その他の保護者や教育・保育関係者の意識向上を図り、子どもが楽しく食を学ぶ取組が積極的に推進されるよう施策を講じる。

5. 食に関する体験活動と食育推進活動の実践

家庭、学校、地域等様々な分野において、多様な主体から食を学ぶ機会が提供され、国民が意欲

的に食育の活動を実践できるよう施策を講じる。

6. 伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献

伝統ある食文化の継承や環境と調和した食糧生産等が図られるよう配慮するとともに、食料需給への国民の理解の促進と都市と農山漁村の共生・対流等により農山漁村の活性化と食料自給率の向上に資するよう施策を講じる。

7. 食品の安全性の確保等における食育の役割

食品の安全性等食に関する幅広い情報を多様な手段で提供するとともに、行政、関係団体、消費者等の間の意見交換が積極的に行われるよう施策を講じる。

第2 食育の推進の目標に関する事項

1. 目標の考え方

食育を国民運動として推進するため、これにふさわしい定量的な目標を掲げ、その達成を目指して基本計画に基づく取組を推進する。

2. 食育の推進に当たっての目標値（平成22年度）

- (1) 食育に関心を持っている国民の割合の増加
70%（平成17年度）→ 90%以上
- (2) 朝食を欠食する国民の割合の減少
小学生4%（平成12年度）→ 0%
20歳代男性30%、30歳代男性23%（平成15年度）→ いずれも15%以下
- (3) 学校給食における地場産物を使用する割合の増加
21%（平成16年度、食材料ベース）→ 30%以上
- (4) 「食事バランスガイド」等を参考に食生活を送っている国民の割合の増加
60%以上
- (5) 内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）を認知している国民の割合の増加
80%以上
- (6) 食育の推進に関わるボランティアの数の増加
現状値の20%以上増加
- (7) 教育ファームの取組みがなされている市町村の割合の増加
42% → 60%以上
- (8) 食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている国民の割合の増加
60%以上
- (9) 推進計画を作成・実施している都道府県及び市町村の割合
都道府県 100%、市町村 50%以上

第3 食育の総合的な促進に関する事項

国は、以下の施策に取り組むとともに、地方公共団体等はその推進に努める。

1. 家庭における食育の推進

○生活リズムの向上

朝食摂取、早寝早起き等子どもの生活リズム向上のための普及啓発活動等

○子どもの肥満予防の推進

栄養・運動両面からの肥満予防対策等

○望ましい食習慣や知識の習得

学校を通じた保護者に対する栄養管理に関する知識等の啓発や家庭教育手帳の配付・活用

○妊産婦や乳幼児に関する栄養指導

妊産婦等への栄養指導の充実、妊産婦の健康課題等についての調査研究、乳幼児等の発達段階に応じた栄養指導等

○栄養教諭を中核とした取組

栄養教諭を中核とした食育推進、保護者や教職員等への普及啓発等

○青少年及びその保護者に対する食育推進

青少年育成に関するイベントにおける普及啓発や情報提供

2. 学校、保育所等における食育の推進

○指導体制の充実

栄養教諭の全国配置の促進、学校での食育の組織的・計画的な推進等

○子どもへの指導内容の充実

学校としての全体的な計画の策定、指導時間の確保、体験活動の推進等

○学校給食の充実

学校給食の普及・充実と「生きた教材」としての活用、学校給食での地産地消の推進、単独調理方式の効果的等の周知・普及等

○食育を通じた健康状態の改善等の推進

食生活の健康等への影響の調査とこれに基づく指導プログラムの開発等

○保育所での食育推進

保育計画に連動した組織的・発展的な「食育の計画」の策定推進等

3. 地域における食生活の改善のための取組の推進

○栄養バランスが優れた「日本型食生活」の実践

日本の気候風土に適した米と多様な副食から構成される「日本型食生活」の実践促進のための情報提供等

○「食生活指針」や「食事バランスガイド」の活用促進

「食生活指針」の普及啓発、「食事バランスガイド」の浸透促進等

○専門的知識を有する人材の養成・活用

管理栄養士・専門調理師等の養成と多面的な食育活動の推進等

○健康づくりや医学教育等における食育推進

医療機関等での食育の普及啓発、健康状態に応じた栄養や運動の指導等

○食品関連事業者等による食育推進

食品関連事業者等による体験活動の機会提供、情報や知識の提供等

4. 食育推進運動の展開

○食育月間の設定・実施

食育月間の設定（毎年6月）による重点的・効果的な運動等

○継続的な食育推進運動

食育の日の設定（毎月19日）による継続的運動、キャッチフレーズの活用等

○各種団体等との連携・協力体制の確立

団体等の全国的な連携確保、地方公共団体を中心とする協力体制の構築等

○民間の取組に対する表彰の実施

民間の食育活動に関する表彰の実施

○国民運動に資する調査研究と情報提供

食育に関する国民意識等の調査研究、食育に関する総合的な情報提供等

○食育に関する国民の理解の増進

世代、健康状態等に応じた細やかな広報啓発活動、科学的知見に基づく正しい知識による冷静な判断の重要性への理解促進等

○ボランティア活動への支援

ボランティアによる取組の活発化、食生活改善推進員等による健康づくり活動の促進

5. 生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等

○都市と農山漁村の共生・対流の促進

グリーン・ツーリズム等を通じた交流促進のための情報提供、受入体制の整備等

○子どもを中心とした農林漁業体験活動の促進と消費者への情報提供

子どもを中心とする農林水産物の生産における様々な体験機会の拡大のための情報提供、受入体制の整備等

○農林漁業者等による食育推進

農林漁業者等の教育関係者との連携による体験活動の機会の提供等

○地産地消の推進

地産地消を推進するための計画策定、人材の育成、施設の整備等

○バイオマス利用と食品リサイクルの推進

バイオマスの総合利用による地域循環システムの実用化、食品リサイクルの必要性に関する普及啓発等

6. 食文化継承のための活動への支援等

○ボランティア活動等における取組

食生活改善推進員等による親子料理教室等での郷土料理等の活用等

○学校給食での郷土料理等の積極的な導入やイベントの活用

学校給食への郷土料理等の導入、各種イベント等での郷土料理等の紹介等

○専門調理師等の活用における取組

高度な調理技術を備えた専門調理師等の活用

○関連情報の収集と発信

食文化の普及啓発に関する全国各地の事例の収集・発信

○知的財産立国への取組との連携

食文化の基盤となる調査研究、シンポジウム等による成果の発信等の促進

7. 食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進

○リスクコミュニケーションの充実

リスクコミュニケーションの積極的な実施、効果的手法の開発

○食品の安全性や栄養等に関する情報提供

食品の安全性等に関する情報の分かりやすい提供等

○基礎的な調査・研究等の実施

国民健康・栄養調査等の実施、複数分野のデータの総合的な収集・解析、農林漁業、食料生産等に関する統計調査の実施等

○食品情報に関する制度の普及啓発

食品表示制度の見直し、同制度の普及・定着等

○地方公共団体等における取組の促進

地方公共団体や関係団体等による各種情報の収集・提供

○食育の海外展開と海外調査の推進

食育の理念や取組の海外発信、「食育（Shokuiku）」の海外普及、海外での取組の調査等

○国際的な情報交換等

海外研究者の招聘、海外調査の実施、国際的な連携・交流の促進等

第4 食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

1. 多様な関係者の連携・協力の強化

多様な関係者による連携・協力の強化に努める。

2. 都道府県等による推進計画の策定とこれに基づく施策の促進

都道府県等による推進計画の作成等に向け、国からの働きかけ等を行う。

3. 積極的な情報提供と国民の意見等の把握

食育に関する情報の分かりやすい形での提供と国民の意見等の把握・反映に努める。

4. 推進状況の把握と効果等の評価及び財政措置の効率的・重点的運用

施策の総合的かつ計画的な推進を図るとともに、推進状況の把握と効果等の評価を行う。また、予算の有効活用の観点から選択と集中の強化等の徹底を図る。

5. 基本計画の見直し

計画期間終了前であっても、必要に応じて見直しの必要性や時期等を適時適切に検討する。



川崎市食育推進計画

発 行 川崎市

発行年月 平成20年3月

編 集 健康福祉局保健医療部健康増進課

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

TEL 044(200)2451

FAX 044(200)3927